

1. はじめに

(1) 2004・2005 年施行の法改正（1 回目）の目指したこと

- ① 虐待定義の拡大と通告義務の拡大
- ② 一義的な児童相談は都道府県から市町村の時代に
（市町村の役割を明確化、要保護児童対策地域協議会の創設など）
- ③ 裁判所の関与の見直し（強制入所の有期限化など）
- ④ 親子の再統合促進への配慮

(2) 2008 年 4 月施行の 2 回目法改正が目指すもの

- ① 児童相談所の法的対応力をさらに強化
虐待相談件数の増加、死亡事例等困難事例の頻発
保護者からの児童相談所や施設への不当な攻撃等
- ② 市町村の格差を是正し、機能強化と連携強化
- ③ 改正直後の新聞記事には 「もう死なせない」「相談所に強制力」
「権限強化に戸惑いも」「親への支援も必要」

2. 改正児童虐待防止法・改正児童福祉法の主な内容

～児童相談所の介入機能をさらに強化～

(1) 子どもの安全確認の義務化

- ① 児童相談所・家庭児童相談室等の安全確認の義務化
（48 時間以内の目視をルール化）

(2) 児童相談所の介入的対応の強化

- ① 出頭要求の制度化（保護者に子どもを同伴して出頭することを求める）
- ② 立入調査拒否の罰金の引き上げ
- ③ 臨検・搜索の創設（裁判所の許可による解錠を伴う強制立入調査）

～保護者の指導と罰則の強化～

(3) 保護者に対する指導の強化

- ① 保護者が勧告に従わない場合の一時保護、施設入所措置等を明確化
- ② 面会通信等の制限強化（強制入所から同意入所、一時保護にも拡大）
- ③ 接近禁止命令の創設（懲役又は罰金の罰則付）

～市町村等との連携の強化～

(4) 虐待防止ネットワークの強化

要保護児童対策地域協議会の努力義務化（06 年度末で 85%の市町村に設置）
（全事例の進行管理台帳の作成、定期的に確認）

- (5) 市町村は児童相談所長に立入調査又は一時保護が適当である旨を通知
- (6) 関係機関相互の情報提供の推進

～その他～

- (7) 重大な児童虐待事例の分析を国・地方公共団体の義務に

3. 児童相談所からの市町村への期待

- (1) 親子への切れ目のないソフトな「線の支援」「面の支援」
妊娠～子育て支援～思春期相談まで
- (2) 虐待予防と支援のための機関と民間のネットワークの強化
虐待リスクのある家庭の把握と支援
- (3) 福祉事務所児童保健福祉セクションの充実とアウトリーチ型援助の強化
- (4) 児童相談所と協働による
「子どもと家族のアセスメント」「長期的見通しをもった具体的な援助計画」

4. 今後の課題

- (1) 附則には3年後の3回目の法見直しに
 - ① 親権に関わる制度の見直し検討
 - ② 社会的養護の量的拡充、質的向上、教育及び自立支援の方策の検討
- (2) 現場からは
 - ① 児童相談所の「介入型援助」と「援助型援助」の使い分け
権限を行使することでますます保護者との対立が増加
親への継続的なきめ細かい援助ニーズも激増
 - ② 児童相談所の介入と警察の介入の役割分担
児童相談所は福祉警察化へ
 - ③ 家族再統合に向けた実効ある援助方策の強化
ペアレンツプログラムの活用と限界
再統合には短期、長期計画と膨大なエネルギーが必要
 - ④ 親の権利擁護のシステム
権利擁護は親子関係改善のためのエンパワメントになる
 - ⑤ 社会的養護体制のニーズに合った充実
国の方向性と現場のニーズとのギャップ
 - ⑥ 児童相談所と家庭児童相談室の明確な体制強化
法改正に体制強化が追いつかない